

キリスト者の受難と抵抗

和田 洋 一

大正六年（一九一七年）三月一日、東京地方裁判所は前代議士、富士見町教会長老の田川大吉郎に禁固五カ月、罰金百円の判決を言いわたした。田川が雑誌『立憲青年』ならびに『文明評論』に執筆掲載した論文が皇室の尊厳を冒瀆し、『第三帝国』に執筆掲載した論文が国家の安寧秩序をみだすというのが判決の理由であった。

右三雑誌のうち『文明評論』はキリスト教徒の同人誌であり、同人たちはすべて日本基督教会派にぞくしていた。東京神学社の教授であり教頭であった柏井園は主筆格で、名義上の編集人でもあった。創刊は大正三年五月、そして大正六年一月号に掲載された田川大吉郎執筆の論文「方法を知らぬ民」が、突如として東京地方検事局の告発するところとなったのである。

田川は、日本の国民の気風の浅薄さを憂い、警告を発する意味でこの論文をかいたのであるが、しかし寺内反動内閣が成立したことにたいする怒り、陸軍大将の寺内を天皇に推薦した元師山県有朋にたいする怒りが筆者の胸底にあったことは確かである。といって皇室の尊厳を傷つける意志などあろうはずはなく、田川はただ山県ら元老の徒のやり口が、皇室の神聖を傷つけるものである、と言ったにすぎないのである。

田川は、「父よ、彼等を赦し給へ、其の為す所を知らざればなり」というキリストの言葉を引用しながら、為す所を知らないでいる愚かな日本国民を叱り、進むべき道を示すとともに、ほこ先を為政者にも向けた。その痛烈さは驚くばかりであ

るが、彼は元老の徒をも為す所を知らない者として批判し「見よ、いずれの国、いずれの時代に、かくの如く無責任にして、僭上忌憚なき権臣ありしかを」と言い切った。デモクラシーの波がようやく高まり始めた時期に、政党政治をあげわらうかのごとく、陸軍大将伯爵寺内正毅を首相にするよう天皇に推薦したのは、山県ら元老の徒であったが、これら元老の徒の言動を取りあげて田川はつぎのように主張している。

「寺内伯は十月四日に大命を拝した。しかも十月四日以前から、寺内伯の大命を拝する噂はあまねく天下に伝えられていた。それはいわゆる元老の徒が、これを伝えたのであった。元老の徒は、つとに寺内伯を推薦することに内議一決していたから、いやしくもその推薦する所は、必らず陛下の採納したまうべきを予断し、言いかえれば元老の協定すなわち陛下の裁定なりと予断し、その間に何等の差別も、余裕も、会釈も、しんしゃくも残さなかつた所から、彼等は断然としてかく揚言し、天下をしてかく思わしめたのであった。すなわち、寺内内閣の成立は、陛下の組織を命じたまうたというよりも、むしろ元老の組織を命じた所のものなりと天下は認めている。かくして皇室の尊を信頼せしめんとするは難い。実際、先般の事あつて以来、我が皇室の神聖は、残念ながら多く傷つけられている。」

田川はさらに「日本の元老は表むきの役人」ではなく「枢密院の一部」であり、陛下のご下問にたいしどんな答えをしようとして「一切これを秘密に付すべき」であるのに「屹然として、陛下の前に立ちふさがり、陛下にかくお勧め申上げたと言いかくお教え申上げたと言ひ、それを得意らしく、天下万衆の前に揚言してはばからぬなら、陛下の神聖はようやく傷つけられ、その聖徳はだんだん疑われるようになるのである。彼等は皇室の尊榮を発揚すべしと称しつつ、事実はその専恣狼戾なる言動によって、痛く皇室の尊榮を傷つけつつある」ときびしく食いさがった。

当時の元老は山県有朋のほか松方正義、西園寺公望の二人がいた。山県は当時の実力者中の実力者であり、軍閥のシンボル、武断主義、保守反動のかたまりであった。自分たち元老の言動を、生意気にも皇室を傷つけるものとして糺弾する田

川の文章をよんで、権臣山県の怒りはおそらく燃え上り、ただではおかないという決意を固めたのではあるまいか。田川は寺内内閣の野党である憲政会所属の代議士であり、そのことは山県の決意を一層強めることに役立ったであろう。山県は田川がクリスチャンであることを意識していたかどうかは不明である。田川に鉄槌を加えようとするに当って、イニシヤチブを山県自身がとったか、あるいは彼の忠実な分子がとったかも、もとより不明である。田川を新聞紙法違反で起訴し、刑務所に投げこむためには「皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆シ」(新聞紙法第四二条)か「安寧秩序ヲ紊シ」(同法第四一条)か、いずれかを理由にせねばならなかった。お前たち元老の言動は皇室の神聖を傷つけるものである、とクリスチャンの野党代議士につめよられると、逆に貴様のものの言い方は「皇室の尊嚴を冒瀆するものである」、と行って、相手を引くくってしまふ。こういうことが大正の聖代において、白昼堂々とやれたのである。

寺内内閣は大正六年一月二五日、国会で野党三派から不信任案をつきつけられ、数では与党が劣勢であったため解散を断行した。すでに起訴されていた田川は、つぎの総選挙に打って出るかどうかについて可成り迷ったもようで、出馬の意を固めれば郷里長崎県の支持は強く、当選確実とも思われたが、結局立候補を断念した。彼にたいして有罪の判決が出た翌日、新聞が彼の肩書を前代議士と書いたのは、そうした理由にもとづくものである。

筆禍はもちろん田川ひとりだけではすまなかった。新聞紙法第四二条には「皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆シ政体ヲ変改シ又ハ朝憲ヲ紊乱セムトスルノ事項ヲ新聞紙ニ掲載シタルトキハ発行人、編集人、印刷人ヲ二年以下ノ禁固及三百円以下ノ罰金ニ処ス」と書かれている。新聞記者その他匿名の執筆者が刑をまぬがれることはあっても、法律上の責任者はまぬがれることはできない。『文明評論』の編集人柏井園は禁固二カ月罰金三十円、発行人兼印刷人の田中達は禁固二カ月罰金四十円をそれぞれ言いわたされ、刑の執行は二人とも二年間猶予されることになった。先にのべた『立憲青年』『第三帝国』の発行人、印刷人、編集人もそれぞれ有罪の宣告を受けた。

田川は控訴したが、同年七月二〇日控訴棄却となり下獄した。柏井と田中は執行猶予であったためか控訴せず、ただちに服罪した。田川の論文を掲載したために起訴された『第三帝国』の発行人兼印刷人兼編集人石田友治の控訴も田川同様棄却され、九月五日に下獄した。柏井はこの事件のため、日本神学社専門学校の教授ならびに教頭の地位から離れねばならないことになった。定収入を失ったあとの生活上の無理がたたって、彼は死期を早めたと伝えられている。(この事件のあと三年と三カ月で病死) 柏井は同志社普通学校卒業後、植村正久に招かれて上京し、神学者としてまた評論家として注目され尊敬されていた人物である。田川と柏井と田中の三名が法廷で有罪の宣告をうけたというニュースは、当時のクリスチャンとして軽くきき流すことのできないものであっただろう。

ところが実際は、この事件にかんして、一般のキリスト教徒ならびに世間一般にたいして、なるべく知らせないという方針がとられた。判決の出たあと、『文明評論』四月号は編集だよりでつぎのように知らせているだけである。

「本誌両署名人、近事の出来事にかんしては或は来訪に、或は書翰に慰諭を賜わり候事、感銘にたえず、中には匿名にて物質上の助を与えられし方もあり、読者諸君同情の篤きこと今更のように喜ばしく、謹んで御礼申上候」。//近事の出来事とは何か、分っている人には分るが、分っていない人にはさっぱり分らない記事である。両署名人といえ、田中達、柏井園の二人を指すことは『文明評論』の読者には明らかであるが、田川にかんしては全く黙殺である。同年八月号巻末の日誌七月二〇日のところに「田川大吉郎氏の控訴棄却せらる」という小さい活字の一行、これが唯一の例外といえはいえる。五月号の編集だよりでは

「今回編集人並に発行人を変更し又本社を移転したること奥付署名の如くに候、今後読者諸君一層のご後援あらんことを祈り候」

とあり、田中と柏井の名前は、五月号以降奥付から消えてなくなっている。『文明評論』そのものは、発売禁止の処

分を受けなかったにせよ、直接被害をこうむったのであるから、おびえてしまつて、一切の言動に細心の注意を払うようになったとして、それ以外のキリスト教の新聞雑誌、例えば日本基督教会派の実質上の機関紙『福音新報』はこの事件にたいしてどのような反応を示したであらうか。

『福音新報』は週刊で、時事だよりという欄が常設されており、そこでは毎号二、三のトピックスが取りあげられているが、判決のあつた直後、三月二二日号には「立憲国民の気分」という題の下に、田川らの事件が控え目ながら扱われている。そしてさいごはつぎのような言葉で結ばれている。

「われ等は自ら紳士たる名誉と責任を自覚し、善良にして忠実なる国民たる自任を有しながら、言論の自由を保障せられたる此の憲政の治下に於て、天下の公に立つて堂々と寺内内閣を攻撃するさえ、筆禍のおびやかしを受くるほど寺内内閣の政治に不安を抱いている者である。うっかり元老政治でも攻撃しようものなら、どんな禍が身に及ぶかも知れぬ怖ろしい政治だという気分を抱いて生活する、是が立憲国民だとすれば、われ等はいかにあわれむべき立憲国民ではないか。」

これだけのことを言うことが、おそらくこの時点では精いっぱいのことであり、抵抗の限界だったかもしれない。時事だよりの筆者は「原生」となっているが、これは文明評論社同人の一人で、『文明評論』誌上で毎号政治評論の筆をとっていた原成吉であることはまちがいない。原は『福音新報』のつぎの号でも「選挙の取締」という題で寺内内閣の露骨な選挙干渉を非難し、検挙された違反者の九分までが反対党であることを指摘し、「検挙の手に引かからんことを恐れて、候補者たることを思いとどまる者も多い。すでに候補者となった者も戦せんきょうきょうの有さま」とのべている。

田川、柏井のようなキリスト教界の名士、日本基督教会派の重要人物の受難、元老の専横ないし司法権力の不当な弾圧にたいして、キリスト教界の側から、抗議らしい抗議をすることができないという状況、受難者の名前を表に出して同情の意を表することすらもできないという状況について、われわれは改めて思いをいたさねばならない。原成吉は抗議していると

いへばしているのであるが、事件について知らされていない人にとっては、抽象的でなんのことかさっぱり分らない。

つぎに組合教会派の機関紙『基督教世界』も、この事件にかんしては口をかんして語らない態度をとった。大正九年六月、柏井が永眠したとき、東京神学社校長植村正久は追悼の言葉をのべ、その言葉はそのまま柏井全集第一巻に収録されているが、故人柏井が神学社の教頭をやめねばならなかったいきさつに、植村は触れていない。柏井全集は昭和十一年（一九三六年）に発行され、第一巻には一五ページにまたがる柏井園小伝がのせられているが、ここでも大正六年の事件のことは全く触れられていない。

つまりこの事件は、当時のキリスト教界全体にとって、不名誉な事件であったというよりも、何か肩身のせまい思いをさせられるような事件であったことは確かである。権力の側にたいして大胆に抗議する、抵抗するとすれば、すぐまたむくいを受ける、ひどい目にあわされることは明らかであっただろうが、ただ、ひどい目にあうことをおそれるといっただけではなく、クリスチャンの名士が、皇室の尊厳を冒瀆したということの有罪の宣告を受けたという事実のために、クリスチャンの一員としてひげ目を感じるという面があった。神道の連中や仏教徒などくらべて、平常から不利な立場に立たされ、差別待遇に近いものを受けているのに、こういう事件が世間に広く知られると、ますます若しい立場に追いこまれるという不安、そういうものがあつたことは確かである。そのことを明らかに示すために、『文明評論』大正七年十一月号所載、宮崎小八郎執筆の「信教の自由に就て新内閣に望む」を引合ひに出してみよう。

新内閣とは原敬の政友会内閣のことであり、保守反動の寺内内閣が大正七年夏の米騒動で倒れたあと、文明評論社同人の一人宮崎は、多小とも解放感をおぼえたのであろうか、原内閣に望みをかけ、寺内内閣時代におこなわれたキリスト教に対する差別待遇、信教の自由への干渉をやめるように要求したのである。望みをかけるといっても、おぼれる者がワラをつかむような気持であつたかもしれない。

宮崎はまず寺内内閣が、ロシアの過激な革命思想だけではなく世界にみながっている民主思想までもおそれ、これらの思想が日本の国体を危うくするものであるとみなし、全力をあげてこれを防止する政策をとったこと、検閲官を特設して外国の書籍、雑誌、新聞を嚴重に取りしめ、忠君愛国の精神のかん養につとめ、その方法の一つとして神道家と仏教徒をしてあまねく忠君愛国の精神を鼓舞作興のため、巡回講演せしめたことを指摘し、そのあと次のようにのべている。

「政府、見る所あって神道を鼓吹し、仏教を援助するは敢て問う所ではない。されどここに看過すべからざりし一事はキリスト教をあたかも危険思想、革命思想と同一視したるにあらざるかと疑わるる事である。」

寺内内閣時代に、キリスト教青年会が欧州戦場で奮闘している連合軍慰問のために三名の代表を派遣したところ、ある学校教員が「外国の軍隊を慰問するのは余計なことだ」と言い、キリスト教徒にケチをつけるようなことを頑是ない子供の前で話した。この事実をもちだして宮崎は「かかる教員は、青年会の慰問事業を嘉し給うて、両陛下より金一万円ご下賜になった事を何と説明するつもりであろう」と言っている。

寺内内閣が、神道や仏教を大事にして、キリスト教は逆に敵視するような政策をとったこと、キリスト教に不利な空気・不利な世論をつくってきたことにたいして、宮崎は不満を表明しているのであるが、しかし彼の発言は知らず知らずのうち、防衛の方向に傾いていく。キリスト教は決して危険思想でも革命思想でもない、といって弁明し、天皇皇后両陛下がキリスト教青年会にご下賜金をたまわったという事実によってキリスト教青年会を防衛しようとする。彼はまた「キリスト教は忠君愛国の精神と矛盾するものではない」ということによってキリスト教を防衛しようとしている。「忠君愛国を鼓舞振作するために、神道と仏教をあげて、キリスト教を抑ゆるが如きは、白昼眼を閉じて眼前の事実を見ざるが如きものである。キリスト教のもっとも旺盛なる米国の国民を見ても、英国民や仏国民でも、今回の大戦争にさいしては忠君愛国の精神をいかなく發揮しているではないか。」と宮崎は強調する。アメリカやフランスの国民が戦争で「忠君愛国」の精神をいかに

なく発揮したというのは、こっけいであるが、そんなことを言つてまでキリスト教をナシヨナリストの攻撃から守ろうとするその心理を思うと、涙ぐましい気持ちにさえなってくる。宮崎のこの文章は、大正デモクラシーとよばれる時代、信教の自由が認められていたはずの時代に、キリスト教徒がいつもお前たちは非国民だ、忠君愛国の精神が足りないといふと非難されているように感じ、いつもそれになりたいして弁明していなければならないような精神状況におかれていたことを物語る一つのドキュメントとして意味があると思われる。

久山康編『近代日本とキリスト教』明治篇の中で山谷省吾氏は、帝国憲法が發布されるまでは「キリスト教は、地下の宗教」であつて、いつ保護を取消され、禁止されるか分らなかつた」し「キリシタン時代の苦い経験が彼らの骨身にしみいたので」信仰の自由がとにかく宣言されたということで「キリスト教徒が単純に考へて感謝した」ことを語つており、隅谷三喜男氏も「永年日陰者として取扱われてきたキリスト教徒が、ここに公然と信教の自由を得たわけですから」喜んだのは当然でしょう、と語っている。にもかかわらず、キリスト教は、もはや地下の宗教ではなくなつたにしても、キリスト教徒は明治の後半においても、そして明治四五年当時の内務大臣原敬によつてキリスト教が神道や仏教と同じように扱われたといつてキリスト教徒が喜んだあの三教合同以後も、依然として日陰者であることから、まぬがれることはできなかったのである。

田川、柏井等の筆禍事件をなぞここで取りあげたかといへば、第一には、指導的地位にあるクリスチャンで、その言論が法律に触れ、有罪を宣告される、投獄されるというのは、稀な例、日本におけるほとんど唯一の例であると思われるのに、それが今日まで知らされないで来たからである。昭和七年に発行された齊藤昌三編『現代筆禍文献大年表』（粹古堂書店）の筆禍の意味は、発行停止、発売禁止、差押等の行政処分を受けた新聞雑誌単行本だけに限定され、田川、柏井等の事件をも

含む司法処分は全部除外されている。これは明らかに片手落ちであるが、発行停止、発売禁止を受けたキリスト教関係の出版物も斎藤の『大年表』によればきわめて稀で、植村正久の『福音週報』『福音新報』の三件、つまり内村鑑三の不敬事件のあとと、日清戦争のおわりごろと、韓国併合のときと、三度にわたって当局から不穏とみなされ行政処分を受けた以外は、ほんの二・三をかぞえるだけである。昭和四〇年(一九六五年)に出版された斎藤勇博士の『思い出の人々』(新教出版社)は、田川や柏井について語り、筆は筆禍事件にもおよんでいて貴重であるが、それはともかくとして田川、柏井等の事件そのものは、キリスト教にたいする直接の弾圧ではなく、キリスト教徒によって書かれた政治評論にたいする弾圧であり、キリスト教徒の発行人、編集人がその巻きそえをくったということではない。私にとって大切なのは、事件そのものよりも、事件が当時のキリスト教徒にあたえた影響、キリスト教徒が事件にたいして示した反応である。当時の実情は、今日のわれわれにはなかなか分らないにせよ、その実情に目を向けるということが、私にとって必要であると思われた。これが田川、柏井等の事件をここへもち出した第二の理由である。

ではなぜ必要かといえ、それは満州事変以後日本のキリスト教徒がどれだけの抵抗をなしたかについて検討する上に必要だと思われたからである。そしてこの問題について考えるために、われわれは更に四分の一世紀あともどりをして、明治二二年(一八八九年)一月におこったあの内村鑑三のいわゆる不敬事件に眼を向けることにしよう。この場合は事件そのものも大切であり、事件が引きおこしたあとの状況も大切である。

この事件にかんしては、小沢三郎の『内村鑑三不敬事件』(新教出版社、一九六二年)がいたれりつくせりの叙述をしているので、まだ読んでおられない方は一度目を通して頂ければしあわせであるが、第一高等中学校教員内村鑑三は、新しくご下賜された教育勅語にたいして最敬礼をせねばならない状況に立たされたながら、キリスト者としての信念から彼はいっしゅんためらった。そしてちよっぴり頭をさげた。「決して勇氣凜々として一千余人の面前で断行したのではない。」(内村鑑三不

敬事件』(六七ページ) しかしちよびりしか頭をさげなかつたこと、うやうやしく最敬礼しなかつたことを、私はキリスト者内村鑑三の天皇神格化と国家至上主義への抵抗とみたい。当時第一高等中学校には、内村のほかにも中島力造、木村駿吉の二人がクリスチャンの同僚として勤めていた。この二人は最敬礼をさせられるのではないかという予想から勸語奉読式の当日欠席した。欠席することは卑怯だともいえるし、逆に、欠席することもまた一つの抵抗である、と強いていえないことはない。また内村は世間が騒がしくなつてから、病氣を理由に、同僚の木村駿吉にかわつて奉拝してもらつてゐる点などから、内村が抵抗したことを認めたくないと思う人もいふことだろう。

ここで私は抵抗の概念を一応明確におきたい。抵抗とは、強者の攻撃、圧力にたいして、弱者が被害をおそれず、不服従の態度をとることである、というのが私の規定であるが、以下すこしく説明を加えると、強い者が弱い者に、大國アメリカが小國キューバに抵抗するということはない。抵抗するのは、いつも強い者から攻撃をかけた弱い者であつて、弱い者の方から先に強い者にかかつていくということはない。受け身ということが抵抗の特色であるが、しかし防戦しているうちに、逆に攻勢に転じるということは十分ありうるだろう。ナポレオンのひきいる侵入軍に抗しておこなわれたあの有名なスペイン人民のゲリラ戦、ナチ占領軍にたいするフランス人民のレジスタンス、最初は小説『海の沈黙』によつて示されているような無言の抵抗、武器をとまなわぬ抵抗であつたのが、終りには英米軍とともに自らも武器をとつてナチ・ドイツの軍隊を追放し、自らを解放するにいたる英雄的闘争など、これらは、パッシブであるとともにアクティブでもあつた抵抗の実例である。

フランス語の *résistance* と *Widerstand* の *wider* は、さからつての意であり、抵抗とは、さからつて立つことであり、相手のいいなりにならないことである。そして不従順、不服従の態度を示せば、当然自分が傷つくことも覚悟せねばならない。教育勸語を前にして内村が、最敬礼はしないと決意したそのしゅんかんにも、「大丈夫だろうか？」と

いう危惧の念はひらめいたはずである。

東西のキリスト教の歴史、特にその初期において、キリスト教徒が権力者によって迫害され、多くの血を流したことをわれわれは知っている。しかし受難即抵抗、殉教即抵抗ではない。抵抗の結果受難するのは、ある程度必然的であるが、しかし抵抗なしに受難することもありうる。初代のキリスト者の殉教の特色は、さからうことなく、神の愛と救いとを確信し、天を仰ぎながら、静かに死んでいくことであつた。しかし権力、暴力、あるいは不法にたいして、さからわず、忍従し、苦難を受けるだけがキリスト教徒の道ではないはずである。内村の不敬をめぐって世論がごうごうとなつたとき、押川方義、植村正久、三並良、丸山通一、敵本善治の五名が「満天下の識者に告白し併せて其の示教を乞わんと欲」して執筆したあの共同声明の中の言葉、「皇上は神なり。之に向つて宗教的礼拝を為すべしと云わば是れ人の良心を束縛し、奉教の自由を奪わんとするものなり。帝國憲法を蹂りんするものなり。わが輩死を以て、之に抗せざるを得ず」というはげしい口調などは、天皇礼拝の強制にたいして命がけでさからおうとするキリスト教徒の姿勢のあらわれであつた。ただ、「死を以て」といひながら、実際は明治、大正、昭和を通じて、殉教の血が流されなかつたという事実は、認められねばならない。

内村は天皇神格化と国家至上主義にたいして、不十分な姿勢ながら抵抗した。そして抵抗したことによつてどのような被害をこうむつたであろうか。新聞雑誌は彼を「非国民」「不敬漢」「国賊」とよび、第一高等中学校の学生たちも彼をのしり嘲つた。彼の家に石を投げる者もあつた。職をうばわれ、定収入を失ひ、病いをえ、看病と心労のために最愛の妻は病死した。その惨たんたる生活状況は、天皇にたいして従順でない者、天皇制イデオロギーにたいしてわずかでもさからおうとする者が、どのようなむくいを受けるかを、日本国民の前にデモンストレートしたともいへよう。特に少数派としてのキリスト教徒にとつては、そのおそろしさが、肝に銘じたのではあるまいか。「死を以て、之に抗せざるを得ず」と言い切つた押川等五人も、現実には言論の上でも後退せざるをえなかつた。五人の中の一人植村正久は事件のまつただ中に『福音週

報』第五〇号紙上に「不敬罪と基督教」と題する文章をのせ、御真影礼拝や勅語礼拝にまっこうから反対したが、そのため『福音週報』は発行禁止の処分を受けた。発行禁止とは発売禁止ではなく、新聞雑誌にたいする死刑の執行である。当時は行政官の裁量によっていとも簡単に、新聞雑誌の生命をたちきることができたのである。『福音週報』の発行禁止もまた特筆すべきキリスト教界内の筆禍事件であった。このような言論の抑圧にたいして、日本臣民の側は、御役人によって命をたち切られた新聞雑誌については断念するほかなく、わずかに別の名称のもとに新しい新聞雑誌をつくる自由だけを認められていた。植村は『福音週報』のあとに、ただちに『福音新報』を創刊するが、弾圧を受けたあとは、もの言いが一層慎重になり控え目になるといふのは自然の成行きであろう。

強力な天皇制イデオロギーの押しにたいして、キリスト教は死を以て抵抗すべきであったかもしれないが、そして実際押川方義等五名は、本気で「死を以て」と言ったのであろうが「みせしめ」としての内村の受難の深刻さをまのあたり見ては、たじろかざるをえなかったであろう。抵抗するといっても、相手はあまりにも強力であった。忠君愛国にまっこうから反対することなど思いもよらず、キリスト者は忠君愛国に反対する者ではないとたえず弁明しながら、また非国民、国賊といわれないようにたえず気をくばりながら、神の道を説いていかねばならなかった。田川、柏井の筆禍事件は大正の時期における一つの「みせしめ」であったらう。キリスト関係の新聞は報道をさしひかえたにしても、商業新聞は報道したのであるから、日本中のキリスト教徒のあいだに、この事件はやはりある程度知られていたと判断していいと思う。キリスト教徒は今さらのように、為政者にたてつくことのおそろしさ、天皇の権臣をおこらせた場合のむくいのおそろしさ、とりわけ、発言にさいして皇室の神聖に触れることのおそろしさを痛感させられたことであろう。

昭和にはいって、満州事変の昭和六年（一九三一年）から日中戦争の始まる一二年（一九三七年）にいたる時期、日本の大陸侵略政策、戦争政策が強引におしすすめられ、キリスト教にたいする攻撃と圧力が、はだ身に感じられたあの時期に、キ

リスト教の側からの抵抗らしい抵抗が、ほとんど全くみられなかったとしても、それは内村の不敬事件いろいろの歴史の流れからいって十分予想されうる事がらであった。しかし一方、日陰者としての困難な立場にもかかわらず、キリスト者の小さな抵抗、はなばなしくはないにしても根強い抵抗、神を信ずる者にふさわしい抵抗がさまざまの場所でおこなわれた実例を、われわれはいくつか知っている。目立たない場所、われわれの目のとどかない場所で、無名のキリスト教徒が戦争政策と天皇神格化にさからい、そのために傷つき、事件は、そのままになってしまっているという場合も多いことであろう。われわれはそのような埋れた事例の発掘を、今後の課題として努力したいと願っている。

付記 明治大正時代の文章を引用するに当っては、かなづかいを法律の条文以外は現代式に改め、あまりにも読みにくいと思われる漢字はかながきに改めた。

同志社大学人文科学研究所蔵『文明評論』の欠号の部分は、さいわい柏井園の次男柏井忠夫牧師からお借りすることができ、筆禍事件後の事情についても若干おうかがいすることができた。ここに感謝の意を表明しておきたい。